

出を望みます。

○早稲田委員長 次に、本案について質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。長谷川四郎君。

○長谷川(四)委員 石油業法につきまして、若干の質問を申し上げてみたいと思うのであります。

政府がこのたび石油業法を提案する理由というものは、エネルギー政策、すなわち石油の自由化に伴ってこれを提案した、こういうふうな推察するわけでありまして、エネルギー政策の原則は、第一には低コストのエネルギーの供給であり、第二にはエネルギー供給の安定性の確保だと私は思うのであります。この二つの原則をいかに調和させ、いかにバランスをとるかということだと思ふのであります。しかし、この二つの原則は全く相反しているもので、低コストエネルギーという観点についてのみ申し上げるならば、石油以外のものはないと考えるのであります。

第二に、第二次大戦後、各国のエネルギー経済に明らかになった現象は、石油消費量の激増であり、わが国に例をとってみても、昭和二十五年に二百九十九万リットル、三十年に一千四百八十八万リットル、三十五年に三千三百万リットル、四十五年に一億九千万リットルの見込みがあり、五十五年にはおそく二億キロリットルの需要があるであろう。かくのごとくエネルギーのバランスに占める石油の地位は非常に大きなものであり、需要は増大の一途をたどることは疑う余地がないと思ふのであります。

このように石油に対する依存度が大きくなればなるほど、安定性ということに重点が置かれていなければならないと思ふのであります。ところが、わが国は九八%を輸入石油に依存して行なわなければならないのであり、また策定に当たらなければならないのであります。従って、いかなる事態が発生をいたしましても、電力がとまらないうこと、また消費面に心配をかけないこと、すなわち発電という基幹産業の操業を継続し得て産業界に影響を及ぼさないこと、これが大眼目でなければならぬと思ふのであります。現在石油から離れた国民生活というものは成り立たない。今や日本の産業は世界の奇跡と賞賛されておるほどの発展ぶりを見せておることは、御承知の通りであります。反面、また国外に目を向け御承知のように、わが国の国民が希望する平和は、われわれの努力を踏み越えて、いついかなる事態に突入するやもはかり知れないと思ふのであります。これら大小のトラブルにかかわらず、政府が即時即刻石油に影響がある業法提案にあたりまして、私はいろいろ経済界の方々から御意見を承りました。私は業界の保護は必要であらうと思ふ。また保護しなければならぬと思ふ。しかし、われわれは政治をやっておるのであります。政治はすなわち九千万国民をいかに幸福に導くかということがその要諦でなければならぬと思ふのであります。安定感のないところに幸福を得るわけはいかぬと思ふ。ただいま審議に入っておる業法は、その日暮らしの不安定

のものであると私は断言をいたしました。従って、エネルギー政策の業法を、一国をつかさどるところの政府が提案するとなれば、国民よ、産業界よ、お前たちには心配はさせないといううな信念の上に立つた業法でなければならぬと私は信じます。いついかなる事態が他国に勃発しよう、一滴の石油が入らなくなった、国内の電力が全部とまる、日本の産業が全部とまる、こういうようなあり方であつてはならない、私はこういうことを申し上げるのであります。でありますから、それですなわち業法でなければならぬはずだと私は思ふのであります。ところが、業法に掲げる安定とは、消費者すなわち国民に与える安定ではなくて、石油業界に与える安定であると私は申し上げました。なぜならば、価格は業者の利益のために設定されるであらうし、国家国民の安定のための価格が設定されるものでないだらう。従つて、国家国民の安定のために提出された業法であるなら、今申し上げたように、国民よ、産業界よ、断じて心配するな、少なくとも一滴の石油が来なくとも、わが国には六カ月間は操業できる用意があるぞ、これが安定であり、それが安定策だ、このように自分は考へるのであります。従つて、価格は生産と消費のバランスの上に立つて自動的に決定されるべきものであることは私が申し上げるまでもないことであります。が、今回の業法は、石油の安定供給だと思ふのにもありますけれども、私に言わせるならば、消費者に、より高く不安を与える法案だと申し上げな

ければならないと思ふのであります。以下、私は法案の内容につきまして、一、二御質問申し上げてみたいと思ふのであります。

業法の目的の中には、安定供給、消費者の利益、公共の福祉の増進になる。これが掲げてあるわけでございますが、この理由を大臣から承つてみたいと思ふのであります。

○佐藤國務大臣 今回、石油業法案を提案いたしました。御審議を願うことになったわけでございます。ただいまその基本になります点について、いろいろ御意見を交えてお尋ねでございます。

この石油業法案を提案いたしましたバック・グラウンド、これは私が申し上げるまでもなく、十分御理解いたしておることだと思ひます。もちろん、ただいまのお話のうちにもありますように、将来のエネルギー源としての石油の占める地位、それはまことに大きく、また価値高いものでございまして、しかし、同時にこれを総合エネルギーの観点に立つていろいろ考察いたしますと、国内には石炭というものがあつて、あるいは水力がある、その他総合的観点に立つて石油というものを考へなければならぬ。そういう場合にいつも言われますことは、経済的観点に立つての低廉にしてしかも安定的なものである。同時に産業の持つ意味からいいますと、純経済的の、その二つだけの条件では、この種のものはなかなか考へ得ないのであります。いろいろ国としての国際収支の観点から問題もございまして、あるいはまた雇用の安定の問題もございまして、幾つもの条件を勘案して、初めて総合エネ

ルギー的な立場に立つての対策が立つわけでありまして。今日までは、私が指摘するまでもなく、いわゆる自由経済のもとにおいて、公正な競争のもとにおいて形成されるその立場において、エネルギーの選択は消費者の自由にかされていくということに参つておるのであります。問題の核心と申すのはこの点にあると思ひます。いわゆる消費者本位ということ、これは同時にその個々のこまかな消費者に対しても同様でございますが、消費者がいずれのエネルギー源を使うか、これはどこまでもその自由選択によるべきだ、こういう立場から、今日までの石油のあり方等も、そういう意味で法的には規制しないで、ただ単に為替による管理統制を続けてきたのでございまして。しかし、今日のどくどく石油の経済界に占むる地位、いわゆるエネルギー源として占むる地位が非常に高まり、非常に大きくなつて参ります。このあり方も考へるべきじゃないか。言いかええますならば、消費者の自由選択と言われつつも、この使用あるいは利用の仕方につきましても、国家意思がある程度反映することにはやむを得ないのじゃないか。国といたしましては、経済問題あるいは政治問題あるいは社会問題、それらを全部合せてみまして、そうして適当な方策を立てるべきだらう。これが今回石油業法案を立案するに至りましたその大要でございまして。私はこの立場に立ちまして、そうして今後石油業あるいは石油そのものを、エネルギー源として十二分にその効用を発揮させたいと考へます。同時にただいま申し上げるような自由、公正な立場といわれ

るこの経済の原則だけにやらないで、そこにある程度の規制、調整を加えることはやむを得ないのじゃないか、これは当然そういう意味の性格を持つものじゃないか、かように実は考えておるのであります。この観点に立ちますと、競争の利便と安くなるということ、これについてはある程度御期待通りにはいかないかもしれません。しかしながら、政府が考えますものは、本来これで値段を上げるといふ考え方は毛頭ございせんし、むしろ価格が安定するといふことが望ましいのじゃないか。ことにエネルギー源であり、しかも産業の基盤をなすものだから、かように考えますと、その価格が上下にゆれることは望ましいことではございせん。安定することが必要であります。同時にそれが低位というか、安いところで安定してくれば、これも最も望ましい姿だと思ひます。そういう意味で今回の業法を作り、そういう方向で業界の協力を得る、そういう意味から消費者に対しては十分の利便を提

供し得る、かように実は考える次第であります。

○長谷川(四)委員 大臣の御意思、私は全面的に大賛成であります。しかし、業法にはそのようなものは、どこかには現れてゐるのであらうけれども、少しも国家意思などというものは、さきに現れておらない。私は業法がいけないといふのではない。業法を出すといふのなら、一國をつかさどる政府が提案するならば、なぜ九千万の国民を安定させるという上に立った業法を出してあげることができなかったか、これを申し上げるのであつて、業界が金をもうけるとか利益を得るこ

とは当然でしょう。株式会社とは何ぞや、金をもうけることだ。どんなもうけさせない。そうして安定をさせてやるべきだ。私は業界が金をもうけるのがいけないと言ふのではなくて、金をもうけさせるかわりに国民の方に安定を与えない、こういうことを私は申し上げておるのであります。従ひまして、あと御質問を申し上げるのでございませうけれども、国家意思に基づく調整を加える、こういうような言葉の中から考えてみまして、たとえば外国から来る油が中断された場合、発電業、すなわち電力の供給をいかに考えておるか、これに対する施策をお答え願ひたい。

もう一つは、電力でなく、あるいは直接石油を使つてゐる産業が今日たくさんあるわけでありまして、これらに對してどういふようなことをお考えになつておられるか、これをお聞き申し上げたいのであります。

○佐藤國務大臣 ただいまのお尋ね、外油への依存度が非常に高い日本の電力は、もし外油がとまればどうなるのか、またその他の産業でも非常に危険ではないかという御指摘でございませう。この石油についての見方は、戦前と戦後は大へな相違であること、これは私が指摘するまでもなく御理解いただいておると思ひます。また、今日私どもはいわゆる平和的な共存関係、

これによりまして国際平和は維持できるものだ、実はかような考え方をいたしておられます。そういたしますと、いわゆる外油がとまるということ、それは一体どういふ事態なのかということをお考えなさい、まずその危険はほとんど遠のいておる。あるいはまた戦前のごとき、軍事的必要からこれが確保を絶対必要としたとき、今の日本の場合とは相当相違があると思ひます。従ひまして、国際原油のあり方、しかも国際原油にしても東西両陣営のあり方等、いろいろ考えられます。これは一面競争もございませうが、お互いに協調するといふことが一つの建前である、かように実は考えております。従ひまして、いわゆる国際石油カルテルに支配される、かように申されますが、平和といふことが前提になり、お互いが競争もするが協調する、こういうことを考えると、やはり資本的にも協調の形態といふことが望ましいのじゃないか。そういうことを考えますと、われわれの油の確保、これについてももっと高度あるいは大局的に立つて進めるべきじゃないか。具体的に申しますならば、外国との協調といふことが非常に必要になってくるのじゃないか。この石油業法自身が、いわゆる民族資本あるいは国産原油あるいは国産石油、こういうことばかりを強く出さないで、油自身も将来どんどん発展していくだろうといふことを考えておる。その建前は、やはり国際協調といふことが望ましいことだ、こういう観点に立つておるわけでありませう。だから、この業務自身も、そういう意味では、やや形を変えたものもあるかと思ひます。そこでそういう数字を考

え、そして実際は一体どうなつておるのか、ただいままでの数量で申しますと、発電電力量のうちから石油を使つておりますものが、三十七年は二〇%、三十九年度で三〇%、四十二年度で約四〇%の程度になる、こういう意味ではほとんどふえていくことになるわけだ、ございませう。この石油が伸びる——ただいまのお尋ねにはございせん、たが、一面石油そのものにございましては、電力業界におきまして石炭も年次別に使用量を拡大していく、そうして長期引取契約を進めていく、こういうことを実は考えているわけだ、ございませう。

それからもう一つ、ただいま外国からの輸入がとまったら、そのときには困るから、相当の貯油をする、そういう義務を業者に負わしたらどうかといふような御意見も一部出ていたかと思ひますが、大体貯油といふことになりまますと、業界に対して相当の負担がかかります。ただいまの使用量で一カ月の貯油をする、こういういたしますと、私どもの試算では、短期の設備資金約三百億円、また原油一キロリットル当たり貯油のコストも大体二千元程度にならうかと思ひます。だからこの点は、こういう必要なものだから、長期に耐え得るような原油の貯蔵が必要だといふことが一面いわれますが、同時に、安い原油を提供するという観点に立つと、この事柄は実は矛盾することでもございませう。それよりも本来の、冒頭に申し上げたような国際協調の面を大きく取り上げることによりまして、そして大事な石油の安定的な供給をする、こういう方途を講ずることが望ましい姿ではないか、かように私

ども考えております。

○長谷川(四)委員 私が大臣のお考えと相違のあるところは、国際的な情勢の問題の上に立つて、大臣は樂觀的なお考えのようでございませうが、私は即大きなトラブルがあると申し上げるのではないのであつて、どんな小さなトラブルがあつた場合においても、すぐ影響のあるものは石油なんだ、こういうことで申し上げているわけなんだ、あります。現に今の国際情勢といふものは、そう簡単な樂觀をすべきものではないと私は考えておるのであります。

次に項目に入ります。供給面について、供給計画について御質問申し上げます。石油供給計画の中に国内及び海外における石油資源の開発状況を参酌をして輸入をきめるというのであります。国内石油とアラビア石油との見解をまず最初に明らかにしたいのであります。御質問に入りたいと思ひます。というのは、国内の石油は、国内石油資源として開発しているのがあります。アラビアとスマトラは海外にある石油資源でございませうが、それをどのようにお考えになつておられますか、その点をまず御質問申し上げて次の質問に入つていきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 先ほどのお尋ねに對しまして、誤解があると困りますから、私が特に国際協調を指摘いたしました点を、これは平和というか国際情勢について私も樂觀したとかいふ見方をしておるわけではございせん。しかし、かくあるべきという通常の状態においては、それを前提にして考へべきであらうといふことが一つであります

し、それからもう一つは、ただいまの石油業界自身が、日本の業界をめぐる姿は、世界的にたまたま石油が過剰生産されておる。そういう意味で非常な競争が各国に対して展開せられておりますが、日本などに対しては相当どこよりも激しい地域だろう、実はかように考えます。他の例で申しますならば、ソ連原油は日本に對しましては非常に安く売られておりますけれども、いわゆるソ連の衛星圏というか東欧諸国に對しましては、日本よりも相当高いところで売られておるといふような現状を見ますと、市場が独占されること、そこに一つの問題が起り得るんだというのを実は指摘したいのであります。そういう意味から申しましても、ある程度の競争というか、本来の競争、これはありがたいことだ、かように実は思っております。だから、国家の意思を反映さす、かような強い表現をいたしましたも、やはり原則として堅持しておるのははつきりいたしておるのであります。

ところで日本に入ってくる、あるいは国内で消費されておる石油の実際は、ただいま御指摘になりましたように、国際原油とか、これは英米系でございまして、あるいはソ連系のもの、さらにまた民族資本によって開発されるアラビア並びにスマトラそれから種々国内資源としての国産原油並びに国産ガス、こういうものが実は考えられるわけでありまして。身近な国産原油並びに国産ガスから申しますと、これは開発五カ年計画で、達成年次で三百五十万トンというところでございまして。ガスと原油を合わせて三百五十万トン、まことに数量といたしましては小さなものであります。またスマトラの開発計画も進んでおりまして、もうすでに第一船、引き続いて石油が入っております。これも数億には非常に小さなものであります。五十万トン前後のものではないかと思ひます。うまく参りました際には六十万トン越す程度、かように私記憶いたしております。そういうことを考えますと、問題になりますのはアラビア石油でございまして。アラビア石油はもうすでに年産一千万トンになり得る、あるいはさらに千五百万トンも可能で、これは油田等から見ても非常に期待の持てるものであります。ところが今日では、アラビア石油の国内に入ってくる原油、これは一体高いのか安いのかと申しますと、一部では高いと言われますが、大体国内に入ってきているアラビア石油は四千五百円に入っておりまして、だから一体国際価格並みで実は入っております。こまかに申しますと、その成分が硫黄分が非常に多いとかどうかというようなことはございまいけれども、とにかく価格そのものとしては国際価格並みと見て差しつかえないものと思ひます。ちなみにただいま日本に入っております価格そのものとすれば、ちよつと五千円を切つておる程度じゃないかと思ひますから、そういうことを考えますと、アラビア石油は価格の面では必ずしも高くないのでございまして。今日までは国内に入っております数量が比較的少ない、三十六年が百五十万トンでございまして、この数量が少ないうちでございまして、国内原油同様に精製会社に引き取らず、そして他の油をミックスをして精製をしているのが現状で

あります。しかし将来、これが自分のところで年間一千万トンあるいは千五百万トン原油を出すようになれば、これはただいまのような行政指導だけでは十分でございまして。アラビア石油自身もみずから精製施設を持ちたいというふうな希望を持っておるようでございます。これは精製施設を持つだけでも十分、あるいは販売網を整備したいというところもあるかもしれませぬ。しかし、これは大へんな事柄だと思ひます。ただいま一千万トンというものが、日本国内に全部が全部直ちに入ってくることも考えられませぬ。業界各精製業者等とも十分協議をとることが必要だろう。冒頭に申す国際協力という形においてこれを引き取ることが望ましい。今日のこの業法ができれば、あるいは石油の年次計画ができて、あるいは石油能力等とあわせて、あるいは行政あつせんをすれば差しつかえない程度かどうか。そういうところから一つのポイントだと思ひます。しかし私は、せつかくあそこまで成功しておる民族資本系の原油というものは、これこそはやはり安定的なものであり、あるいは国際収支の面等から見ても、これを第一に考へべきことと、これは当然ではないかと思ひます。ちなみに申し上げておきますが、英米等から今回の石油業法案につきましても、正式に外交的なルートで申し入れを受けております。その申し入れは、英米それぞれが、表現はやや違いますが、特別な扱いをされたいこと、差別扱いをしないこと、そういう意味で、日本政府のやることにについては、これは了承せざるを得ないとい

うようなことでございまして。私も特別な差別待遇をするという考え方はございませぬが、先ほど申しますのは、人情の常と申しますか、そういう意味の考え方がその言葉の端々に出てくる、かように御了承いただきたいと思ひます。

○長谷川(四)委員 そうおっしゃいますと、私の質問からははなれておるのかもしれませんが、アラビア、スマトラの石油の見解というものは、国内資源と見る、こういうお考えでございまして。それと、もう一つ伺つておきます。この業法の中に石油事情を勘案して定めるとあります。これはアラビアと北スマトラをさしておるのか。もしこれを意味するとするならば、強制的引き取りというものを命じなければならぬだろうと思ふ。その場合に、外国の石油会社からの摩擦を生ずるようなおそれはないのかあるのか。また、政府は、これに對する用意といたうものをお持ちになつておるかどうか。その点もあわせて伺ひたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 アラビア、スマトラの原油は、国産原油に準じた扱い方をしたい、かように考へております。また、引き取り等の問題につきましても、いわゆる強制的な処置をとらなくても、ただいまの状態では、引き取りが円滑にできるだろう、実はこういう期待を持っております。

○長谷川(四)委員 お言葉にもありますが、サルファが含まれ、すなわち歩どまりが悪いんだということは大臣の御承知の通りであつて、要は価格の面の方に左右されるものでない。もう一つは、せつかく海外にまで出て、

そしておっしゃるような数量が出てくるとするならば、これを商業ベースとしても海外にさばかなければならぬはずだと思ふ。そういう点についてはどうなんでしょうか。

○佐藤國務大臣 アラビア石油自身が海外の市場へその原油をさばくというところは、ただいまの競争状況から申しますと、なかなか困難な状況じゃないかと思ひます。しかし、いろいろ今後情勢の変化等もございまして、それからそういう事態に、この原油の他の地域への売り込みももちろん可能だと思ひます。そういう意味の検討をいろいろアラビア石油でもやつておる次第でございまして。

○長谷川(四)委員 それでは、供給計画の中に、実施に重大な支障が生じましたは生ずるおそれがあると認められるときは、石油製品生産計画を変更すべきことを勧告することができるとなつておるわけですが、この規定をまず具体的に御説明を願ひたいと思ひます。

○川出政府委員 ただいまの御質問にお答え申し上げます。石油業法案によりまして、ただいまの御質問の規定は第十條の第二項ではないかと存じますが、「通商産業大臣は、石油の需給事情その他の事情により、石油供給計画の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、石油精製業者に対し、石油製品生産計画を変更すべきことを勧告することができ、」という規定がございまして。第一項は、事業許可を受けました石油精製業者に対して生産計画の届出を義務づけておる規定でございまして。従つて、精製業者は、政府に對

それから、勧告の場合でございますけれども、これは常時勧告をするというようなことではないわけでございます。届け出られた事業計画に従って事業活動をするのが当然でございます。

○川出政府委員　ただいま申し上げたように、勧告というのは審議会に諮った上に特別の場合にやるわけでございますので、これは供給計画を五〇％上回ったときに勧告するとか、あるいは二〇％だからしないとか、またあるいは二〇％でもするというふうな一律のは二〇％でもするというふうな一律の基準はないわけでございます。それから、企業は積極的に販売活動、あるいは生産活動をしたいというわけでござ

○長谷川(四)委員　そうすると、石油生産計画に対して石油会社が勧告をされる場合、一つは石油の輸入計画または特殊原油の引き取りの計画、二つは石油の生産の計画、この二つになると思うのですが、これらの勧告は極力避けて、また関係者間で自主的な話し合いをすべきだと私は思うのでございますが、その点についての指導方法はどのようなふうにお考えになっておられますか。

話し合いはどうかということでございますけれども、これは極力精製企業の自主性を尊重したいという精神でこの業法を運用したいと考えております。従って勧告は特別の場合ということになるかと存じます。

それから、アラビヤ石油の引き取りの問題でございますが、これはあくまでコマシヤル・ベースに立つて量及び額は処理するべきものではないかと

ものがあつた、そう私は考えております。しかし、大臣はどうお考えになつてゐるかわかりませんけれども、私はそう考える。それに関連をして、ソ連原油の輸入に對して、これらの一連の問題に、独禁法に違反するようなことは一つも考えられないかどうか、こういう点を、二つ御質問を申し上げます。

○川出政府委員　独禁法との關係は、

額を特定の場合に定める行政行為でございます。あるいは生産計画の変更につきましても、石油業法の目的に照らして、審議会に諮った上で行なうところの行政措置でございます。独禁法の目的と貿易とは異にしておる問題ではないかというふうに考えております。

○佐藤國務大臣　ソ連の原油は引き取

り状況についてお答えをしたいと思います。御承知のように、ただいま私どもは、共産國であらうがなかるうが、そういうことで區別して、貿易の扱い方を一、二にするとする考え方はいかがいせんし、貿易拡大は、双方が望む限り、拡大に力をいたすつもりでございます。

ところで、ソ連と日本、いわゆる日ソ間の貿易の状況は、三十七年度につ

きましては、昨年末から交渉いたしました。ようやく結論を得たものがございします。これによりますと、ソ連原油は、原油それから重油合わせて年間三百四十万トン、こういう目標をきめたのでございします。私どもがただいま日ソ間の貿易について基本的態度として堅持いたしておりますものは、両国間の貿易のバランスをとるということを

主に実はいたしております。過去の実績等を見ますと、日ソ間の貿易のバランスをとったような計画はございましたが、実際の貿易状況は、日本が輸入超過に実はなっております。そこで今回の取りきめに際しまして、過去の輸入超過分を一つソ連もなしくずしでそれを消していく、両国間のバランスをとる、こういう立場に立つてほしいということを強く申しました結果、

油その他を合わせて一億ドル、ソ連が日本から買うものが一億二千五百万ドル、こういうことで、まずことは出超の計画を立てております。

そこで、この石油の原油の三百四十万トンはどうしてきめたかと申しますと、過去の実績に対して自然増加分がございいます。国内で石油を使っております自然増加率がございいます。この昨

年度のソ連から入りましたものに対して増加率をかけて、そうしてそれが大体三百四十万トンというところの数字におさまったわけでございます。他の国に対しても増加しておる、またソ連油もそういう意味ではほぼ均衡のとれた輸入の拡大でございます。まあそういう方法をとっておりまますので、特に業界に對しまして、ただいまのところでは御存じの程度の影響で、市場覺

乱という形のはまだ現われてお
ない、かように考えております。
○長谷川(四)委員 そうすると、協定
で、協定の倍の数量が入ってきて、
それが自然増加率と、大臣のおしや
る自動的に一つのワクにはまってい
く、こういうことでございますね。そ
うすると、ただいま大臣がせっかくお
きめになりましたも、自然増加率とい

うものがまた無限に入っていくと、自動的にそれが一つのワクとなっていくということになるのでございますが、そのように了解してよろしゅうございますか。

○佐藤國務大臣　今年は三十七年度をきめたわけでございますね。そうして、この三十七年の末期——今年じゅうには、ただいまきまつております期間の通商条約の期限が参りますので、

で、毎年実績をトレースしておりますが、そのトレースの結果を持ち寄って将来のものを含めていく、こういうことには実は相なるかと思ひます。ただいまの考え方で申すと、来年になれば、日ソ間の通商取りきめが今度改定の時期になります。そして昨年ミコヤンが参りました際にもいろいろ希望を述べておりましたが、長期間通商取りきめがほしい、こういうことを申ししておりますので、その通商取りきめをいかにするかという問題があります。そういう場合の、相手国としては、油をいかにするか、あるいは木材をいかにするか、あるいは主たる品物は向こうから入ってくる品物で論議をしていく筋のものと申します。最終的にどういう方法でできるか、もちろん相対の貿易の実情等から勘案して決定していかねばならぬ、かように思うのでございます。ただいま言われるごとく、自然増加分で今後も自然的にはじいていく、こういうものではございません。ただいま申しますのは、三十七年度はそうしてきめたというだけでありまして、またあらためて新しい交渉を持つという以外には、方法はないのでございます。

○長谷川(四)委員 協定の場合一つのワケが定められておるのでございますから、それが自然増加をした、これはやはりそのままに見るべきだというふうなお考えがもしあつて折衝するということでございますならば、毎年倍率をもつて計算していかねばならぬことになります。佐藤大臣だから、そのようなことはあり得ないことだと思ふけれども、そういう理屈にはなりま

す。ですから、協定というものは何のために結ぶのでしよう。いつでも計算の場合には、次年度に移る場合には、協定時の数量というものがあくまで基礎でなければならぬと私は考えます。従つて、ソ連の原油の話が出ましたから申し上げますが、ソ連の原油は確かに安いでしよ。安いでしよ、ソ連側から来る原油は着値でございます。日本まで持ってきた価格でございます。中東の油は現地から持つてくるわけでございます。そうすると、ソ連の原油はシフ価格でございますから、着値で持つて、しかも全部着払いでございます。中東地区から持つてくる場合は、これが国内の油送船を五〇％使っております。国内の石油を運ぶ場合には、すなわち国内船は全部邦貨で支払いをいたします。そうなつてくると、なるほどソ連原油は、安いのを扱つておる会社そのものには利益がもしれないが、国民全体の上から現在のような外貨不足という場合になりますと、どちらがいいか悪いか、安いのかという点にも大きな疑問を持たなければならぬと思ふ。こういう点について大臣はどのようにお考えになつておられるか。現在日本船はこれに對して非常に不満を持つております。ソ連は全部自分の船で持つてくる。われわれの持つ船は何にも使つてくれないということ、非常に不満を持つておる。これらに對して大臣は何か考えを持つておられるかどうか、その点を伺つてみたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 ただいま長谷川さんの御指摘の通りの結果になつております。御指摘の通り、ソ連はソ連の船で送つており、邦船は一切使つておらな

い。こういう意味から申しますと、価格だけの問題ではない。その他の場合なら邦船を利用しておるので国内も潤うけれども、ソ連に關する限りは、初めからしまいで自分の責任においてやつておる。その意味では相当改善の余地があるんじゃないかと思ひます。先ほど申しました交渉の場合におきまして、たとえば私どもはもう油は十分だ、だから木材がほしい、かように申しまして、もう木材については今回はほとんど限度に近い数量を約束してくれたいと思ひます。シベリアの奥地にある森林地帯でございます。あるいはまた石炭等にいたしまして、アホトカへの輸送等なかなか思うようにいかないものがございます。だから問題は、双方の貿易を大體のバランスをとるという建前で進めて参りました、日本からソ連に行くものが多くなれば、あるいは不必要なものをとらざるを得ない、こういう立場にもなるうかと思ひます。同時にまた、日本からソ連に行く品物が少ない場合には、こちらの要望にこたへ、相手方から入ってくる数量等につきましても、バランスがとれるような交渉をするつもりでございます。従来からその意味において、他の国と共產圏との間ではこれは明確にいたしておるわけでありまして、二国間のバランスのとれた貿易というその建前を堅持していく、その他の自由主義国との間におきましては、總体としてのバランスがとれる、こういう形をとつておりますので、實際の扱い方は、ソ連の言いなりにはなかなかならぬ。問題は長谷川さんの御指摘になりましたように、原油についてお話しのような特殊な事情がございます

し、そればかりでなく、取りきめをした後に、どうも日本から来る品物は實際価格より高いとか、ソ連の実情に合わないとかいって、一応取りきめても、その数量通りを実施しない場合も間々あるわけがございます。そういう意味でバランスをとるということの観点に立てば、十分實際問題を把握すること、か、そういう意味の指導をすることが必要であります。過去におきまして、バランスがとれるという契約をしたのですが、實際にはバランスどころか、大へんな入超になつておる、こういう結果が出ております。これは私どもももう少し商魂をたくましくしないと、なかなか両国間のバランスはとれない。相手の方はなかなか商売が上手だ、こういうように実は感じておるようなことがあるわけでありまして。

○長谷川(四)委員 先ほど大臣がおつしゃつたように、中共へ売る価格、また共產圏の衛星諸国に売る価格とわが国に送られる石油の価格には相当大きな相違があるということは、十分に考慮の中に入れておかなければならないと思ひます。

もう一つ局長に伺ひますが、今までの外貨割当をやめて、新たに石油供給計画を定めるといふことがあるのです、その計画の上に立つて各種割当を行なうのか、割当を行なう場合にいかなる方法をもつて行なう御意思なのか、この辺も明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○川出政府委員 供給計画は一つの見通しでございます。政府が作成し、公表する見通しでございます。自由化になりました際に、現在外貨割当をやつておるような継続として、供給計

画に基づいて生産割当をするようなことは考へていないわけでございます。

○長谷川(四)委員 大臣にもう一点伺つてみたいのです。ソ連との石油の關係でございませうけれども、大體今後の計画というものは、バランスのとれた、つまり協定による計画でいくのだという御意思のようでありまして、それは別といたしまして、どこの国でもいろいろたくさんの方々が、みなソ連原油というものを對していろいろ輸入パーセントをおきめになつておるようでありまして。従つて、わが国においても、貿易が拡大するに従つて、当然数量が多くなつてくる。そういう場合にも、当然きめておかなければならぬと考へるのでございませうけれども、そういう際に大臣は一定のパーセントを將來にきめておくというふうなお考へがございませうか。

○佐藤國務大臣 これはなかなかむずかしいことでございますので、いろいろ外交上の問題等もあります。ただ、それぞれの通商取りきめの際に、具体的に相談をして、最終的の金額、数量等を決定するわけでございます。むしろ前もつて幾らの率といふことをきめなさい、ただいまのような方が實際問題としては解決が容易ではないか、私はかように思つておる次第であります。

○長谷川(四)委員 許可基準でございませうが、許可基準の認定はどなたがおきめになるのですか。

○川出政府委員 許可の基準は、起業許可の場合ですと法案の四条、設備の場合ですと六条に書いてありますように、三つありまして、設備が著しく過大にならない、事業を的確に遂行する

に足る経理的な基礎、技術的能力、そのほか事業計画の内容が石油の安定的かつ低廉な供給を確保するために適切である、この三つが法律上きめられておるわけでございます。その基準に照らして通産大臣が認定するわけでございまして、認定するに際しましては、石油審議会の意見を聞くことになっております。

○長谷川(四)委員 そうしますと、業法にある許可条件というものを具備しておる、備えられておる、これによって新たに申請が出れば、だれにでもいつでも許可する、こういうことでございますか。

○川出政府委員 この三つの基準に適合しており、かつ石油審議会に諮りまして適当であるということになれば、許可することになると思ひます。

○長谷川(四)委員 私も許可制というものが非常に矛盾がありはしないかと思ふのでございませうけれども、現在のこの業法を作らなければならなくなつてきた状態、こういう上から立つて、この条文ではよろしうございませうか、というの、あなた方が業法を出さなければならなくなつた事態は何なんですか。自由貿易である。従つて、現在の過剰をどうバランスをとるか、コントロールするかどうかということが基礎となつて、業法というものに現われてきておる。そうすると、おっしゃることと条文というものは、これでよろしいのでしょうか。

○川出政府委員 現在まで戦後十年以上の間、外貨割当制度がございまして、外貨割当制度の運用によりまして、設備過大にならないようにやつて参りました。現在の操業度は八割を

割っておりますけれども、石油の設備能力というものはある程度の余裕を持つていなければこれまたいけないかと思つておるわけでございます。従つて、この運用にあたりましては、供給計画は五カ年の長期的な観点に立つて作るわけでございますので、それに見合うようにこの許可基準を運用していただきたいというふうに考へておるわけでございます。

○早稲田委員 ちよつと速記をとめて下さい。

○早稲田委員 速記を始めて下さい。

○長谷川(四)委員 それではもう一つ許可についてお伺ひいたします。

石油の精製業は許可制になっており、石油輸入は届出でございませう。そこでたとえば販売店、というかスタンドを持つておる方が合同して石油を輸入するという申請が出たときには、当然許可しなければならぬと思ふのだが、その点はどうかでございますか。

○川出政府委員 石油の輸入については届出制をとつておりますので、ただいまの御質問のような販売業が合同して輸入業を営むという届出をすれば、それは可能でございませう。ただし、石油の自由化に際しまして、重油を初めといたしまして、製品の自由化は、当面いろいろ問題がございませう。精製業者に与える影響あるいは石炭その他エネルギーに与える影響等、検討すべき問題がたゞございませうので、製品の輸入の自由化は当分見送るという方針をとつておりますから、この輸

入の届出は実態面ではあまり動かないような格好になるのではないかとこのふりに感じております。

○長谷川(四)委員 そうすると、法律にはそのように喜ばしておるけれども、現実には違ふのだぞという、これは虚偽の法律みたいなもので、どうも喜ばせておいてさっぱり喜べない、じゃあ行なうという方はだめなんだ、こういうことですか。なかなかこういう例は少ないと思ふけれども、そういう事態も無いとも限らない、こう思ふので私は御質問申し上げたわけですから、よろしうございませう。

引き続いて許可基準につきましてお伺ひいたします。許可申請はすべて数年前のペーパー・プランでありまして、しかも、需要も景気動向によつて非常にアップ・ダウンが激しいと思ふのであります。その間に処して、具体的にはどのように許可をしていく考へ方なのか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○川出政府委員 需要の測定は、第三條に基づきまして、石油の供給計画で行なうことにいたしております。この供給計画は、毎年五年先を想定いたしまして、年度別の計画を作ることになっております。その意味におきまして、新しいアイデアの長期見通しの作成ではないかという考へておるわけでございます。実情に應じまして、毎年五年間の見通しを立てて、毎年その反省をして、振り返つて、しかもこの長期計画は、経済上の変動がある場合には変更するというのを、第三條の四項でございませうか、そういうことといたしております。

はできるだけ実情に沿つた供給計画を審議会で諮つた上で作るつもりでございませうので、それに應じて設備の能力を想定して許可をしていきたい、かように考へております。

○長谷川(四)委員 競争力の増強をはかるために、企業規模の拡大は世界経済の進歩であります。しかるに本法では、特定設備の主要装置であるトッピングの能力を日に百五十キロリットル以上としております。従つて、その許可基準の線を、国際能力水準以上の規模のもの、たとえば日に六千三百五十キロリットル、この程度として、石油工場のコスト引き下げに意を用ひなければならぬと思ふのですが、その点についてはどのような考へえを持っておりますか。

○川出政府委員 ただいまのお尋ねにお答え申し上げます。本案の第二條第三項に、「この法律で『特定設備』とは、云々」というところで、「百五十キロリットル以上」のものと限る」という表現がしてございませう。これはバレルに直しますと、日産約千バレルといふことのでございませう。これは百五十キロの能力のものを許可の基準にするわけではないのでございまして、百五十キロ以下のものと申しますと、たとえば秋田県とか新潟県で、家庭工業的な泥油を処理しておるものであります。か、あるいは試験研究機関でごく小規模にやつておるものと、そういうものをこの法律の対象から除くという意図でございませう。従つて、それ以上の能力の場合に初めてこの法案の対象になるわけでございますが、先ほど御指摘のようなことはもつとものことであ

りまして、許可するにあたりましては、なるべく国際競争力のある大型のものが好ましいわけでございます。これはケース・バイ・ケース、事案によつて処理をいたしたいということでございます。

○長谷川(四)委員 このトッピングの大小と申しましうか、この基準というものは、日本の現在の石油の精製というものが、せつかく世界レベルまで到達してきておるのでありますから、このような小規模のものを今後作らせていくというようにならなければ、当然これにコストの問題がからんでくると思ふからであります。

次に、石油の低廉なる供給をはかるには、消費地精製主義の原則を堅持すべきであると思ふのであります。従つて、電力その他の大口の原油需要者の考へては、エネルギー供給全体の立場から考へなければならぬ問題であり、これはそのまま許可すべきではないと私は申し上げられるのですが、その点についてはいかがでございますか。

○川出政府委員 消費地精製主義といふことは、日本の精製業のみならず、各国の精製業の健全な発達のために必要な、一つの原則であらうかと思ひます。しかしながら、日本の今後の石油の需要の増大していくのを構造的に増加がめましますと、重油の需要が非常に増加することが予想されるわけでございます。また製品の輸入の増加も予想されるわけでございます。消費地精製主義を画一的に適用いたしまして、電力のトッピングは一切認めないというの、これは多少行き過ぎがあるかと思ひます。この点は総合的なエネル

ギ一の観点に立ちまして、具体的な問題が起きたときに処理をするのが一番妥当ではないかというふうに考えているわけでございます。

○長谷川(四)委員 石油の価格が不当に下落するおそれがある場合、標準価格を設定して、価格を下げとめようとする議論が当然起こってくると思う。その条件は不況カルテルの結成要件より甘いと考えていいか、独禁法と本条との関係というものをどのようにお考えになっておられるか、その点を御説明願います。

○川出政府委員 ただいまの御質問は、本案の第十条の二項の規定ではないか、その運用の問題ではないかと考えます。この運用は、政府が石油審議会に諮りまして、特定の、必要な場合に限りて勧告を行なうことになっておりまして、政府の行政行為でございますから、独占禁止法とは別個の考え方であらう。従って、独禁法の問題とはならないのではないかとこのように考えております。

○長谷川(四)委員 次に、標準価格は一度に全部の油種に設定するのか、それとも一油種でも出すのか。その点、たとえば電力向けのC重油だけに設定するということがあるか、あるいは、そういふ面についてお聞きいたします。

○川出政府委員 標準価格の設定は、値段が、特別の事情によって不当に暴騰をしたような場合、あるいは下落したような場合、あるいはそのおそれのある場合に、つまり正常でない場合に、標準価格を公表するわけでございますが、常時やる制度ではございません。従って、全部の油種についてそう

いうことをやるかやらないかという問題は、そのときの具体的な問題に依じてやるわけでありまして、全油種についてやるというふうには現在考えていないわけでございます。たとえば過去に例を求めますと、軽油でございましたが、灯油でございましたが、非常に品不足になり、価格も上がったことがございます。そういう特殊な油種につきましては、そういうことがございまして、そういうような具体的な事情に応じて、特定の油種についてやるつもりでございます。現在、全部の油種について常時やるというような制度ではないわけでございます。

○長谷川(四)委員 標準価格設定に際して、いつも違ったコストがある場合、このベルクラインをどこに引くか、あるいは加重平均値で定めていくかどうか、こういう点が一点。また石油は、精製業者から需要者に渡るまでの間には、大体三、四段階の流通段階を通過しなければならないと思うのであります。この標準価格と消費者価格との中間マージンというものが最も重要な問題になると思うのであります。結局この制度は末端価格の設定というところまで発展する危険があると思うのでございますが、この点についてどのようなお考えをお持ちになりますか。

○川出政府委員 まず第一に、この標準価格が末端価格まで及ぶのではないかという問題でございますが、これは法案の第十五条に明定してございまして、石油精製業者または石油輸入業者の石油製品の販売価格でございます。末端の価格に及ぶわけではないわけでございます。それから、標準価

格は、生産費を基準にいたしまして、石油製品の輸入基準として、あるいは石油製品の輸入価格をしんじやくいたしまして定めることといたしてございまして、石油製品の生産費は、オートメーション装置でございまして、ほかのものよりも比較的、客観的に判断しやすいものでございまして、ただいまの御質問がございましたけれども、そういう標準的なものをとって算定をいたしたいと思っております。

なお、この標準額は公定価格ではないわけでございます。一本の、標準になるような価格を掲げるだけでございまして、それについては何らの拘束はないわけでございますが、その辺、コストを非常に精密に分析する必要はないのではないかと、こういうふうに考えております。

○田中(武)委員 ちょっと関連してお伺いいたします。あらためて質問をいたしたいと思っておりますが、今、長谷川委員の標準額についての質問に對して、簡単に答弁をしまして、長谷川委員も簡単に終わられたので、私はちょっと言うてみたくなったのです。というのは、やはり十五條は独禁法なし公取との関係はあります。これは、関係が、あるいはとある答弁で、そうであるか、と簡単に終わるべきものではないか、と思う。読んでごらんください。「高騰し、又は下落するおそれがある場合」こうなっております。下落するおそれのある場合は、これは不況カルテルもやはり考えられるのです。従って、大臣がこれに對して基準価格を設定する場合、やはり公取との何らかの協議とか、何か必要だと僕は思うのです。ただ単に、次元が違ふのだ、こういう

ことで終わる問題ではないと思うのです。これはあらためて公取委員長と佐藤大臣、両佐藤さんにあわせ質問したいと思つておつたわけですが、簡単に、それで済むかと終わったので、一言だけ申し上げておきます。

○長谷川(四)委員 標準価格の制度というものはきわめて少ない制度であるが、これは利潤制限にまで発展するのではないかと、このように考えられるのですが、その点はいかがでしょう。

○川出政府委員 現在の経済制度におきましては、価格は競争によってきまされるべきものでございます。この標準額は、特に正常を逸したような場合に、暫定的に掲げ得るだけでございます。先ほど申し上げましたように、法的な拘束力もないわけでございます。決して利潤の制限をするというふうな、統制的な意味は持っていないと思ひます。

○長谷川(四)委員 第三章の審議会ですが、今回の石油業法において、審議会の使命というものは非常に大きな役割であり、重大であると私は思うのであります。官僚統制という言葉が常に使われておりますが、業法がこの弊に陥るか、あるいは真に有効な法律として役立つかというところは、審議会の構成とその運用にあることは間違いありません。従って、この法律の使命にかんがみて、業界からも、石油業の実態を把握した方々を数名やはり入れておくべきだ、そして協力させるべきだ、私はこう考えるのですが、その点大臣はいかように考えておられますか。

○佐藤國務大臣 ただいまの長谷川さんの御意見、実は私も全面的に賛成でございます。今回の法律で、私、大へん期待をかけておりますのは、石油審議会のあり方でありまして、かように考えますと、委員の選任などについては特に注意する必要があると、業界の実態についても深い認識、理解を持つ人が委員であるということ、これが望ましいことだと思ひます。ただいままで、どういふ方を委員にするかまだ決定しておりませんが、十分慎重に、ただいま御指摘になりましたような気持で選考するつもりでございます。

○長谷川(四)委員 先日何かに発表してありましたが、外資の提携会社に自主性がないというふうな言葉で表われておつたのですが、自主性があるよ、契約の訂正を行政指導させるべきではないか。従って、自主性のない協定をそのままにしておくと、これはけしからぬではないか、こう私は考へるのですが、その点について大臣はどのようにお考えになっておられますか。

○佐藤國務大臣 外資提携の問題でございますが、御承知のように石油産業というものは、かつては国内の軍需産業、そういう意味で、外国資本も、これに提携するとか事業經理に一指も染めさせない、こういう態度を堅持して参つたのでございます。しかし戦後のあり方といたしまして、いわゆる軍事的な目的はまず解消し、平和産業としての石油業が発達して参つたのでございまして、そういう意味から、珍しくというか、意外でございまして、戦後において外資をいの一歩に導入したのが石油産業だと思ひます。わが国の産業は、そういう意味では非常な特異な発

展でございます。今回の法律で、私、大へん期待をかけておりますのは、石油審議会のあり方でありまして、かように考えますと、委員の選任などについては特に注意する必要があると、業界の実態についても深い認識、理解を持つ人が委員であるということ、これが望ましいことだと思ひます。ただいままで、どういふ方を委員にするかまだ決定しておりませんが、十分慎重に、ただいま御指摘になりましたような気持で選考するつもりでございます。

展を戦後いたしておると思ひます。當時におきましては、外資との提携、これは産業の発達に非常に役立ったことだと思ひます。しかし、最近のように、石油産業の地位も高まり、また国際的に高まり、日本石油業のあり方というものが非常に問題となつておる今日から見ますと、今日はおもひ過ぎのような線に達するとも不可能といふように実はなつてきておると思ひます。だからそういう意味で、今後のあり方等については、十分内容等も検討し、業界の協力も得て、本筋に返していくべきではないか。先ほど私がお答えいたしましたように、競争的な立場にも立ち、同時に、この石油については特に主張するわけですが、国際協調というものが大事だ、そういう意味の観点に立ちまして、不当な契約などは順次解消していくべきだ、かように考えます。

て、完全供給を行なつております。従つて、日本を合わせまして二十九カ国の危機を救つておるのであります。さらにまた、一九五六年スエズ問題のときにおいてもその通りであつて、中東の緊急委員会を設置しまして、自由世界間のタンカーの航路調整と米国の原油増産によつて危機を救つておるのであります。こういう一連したものは私は見のがすことができない事実だ、こう考えるのであります。こういう点につきまして大臣は十二分に考慮に入れないと考へるのではありません。

して、これは、すでに石油国内開発の五カ年計画では、現油百万トンという計画を一応立てております。しかもトン当たり六千円にするといふことで値段も引き下げる。このことは非常に貧弱な資源ではございますが、国内資源は非常に大事でございますから、やはり盛り立てていかなければならぬ。その盛り立てていくのは、ただ資源的な立場ばかりではなく、技術関係におきましても、技術者の養成なり温存といふことは絶対に必要だ、かように考へておるわけでありまして、そこで、低利資金の融資であるとか、あるいは政府の出資であるとかいふようなことで、この会社の育成をいたしておるわけでありまして、すでに御承知のごとく、北スマトラの開発なども、国内石油資源の開発があつたればこそ、これなども積極的な協力ができた、かように実は考へます。そういう意味でございますので、これは少々高いが、数量的には少ないものでございまして、行政あつせんによりまして、ただいままでは一応円滑に推移いたしております。また、この国内資源が今後どういふ発展をいたしますか、その発展の次第ではもう一度考え直さなければならぬかと思ひますけれども、ただいまの五カ年計画を達成することなどもなかなか容易じゃない現状等からいいますと、国内原油そのものの引き取りとかは支障はない、かように思ひます。私もど

この石油も、五カ年計画の上に立つて見れば、私は想像したよりも結果はよかつたと思へなければならぬ。また事実が証明をしていふと思ひます。これをさらに今後拡大し、そうしてもっと指導をして、より高く、より以上の探油というか、物探をし、そしてたくさん石油が出るような方途に進めていくといふことが政府の使命じゃないだろうか、こういうふうな考へるのであります。

また一面、わずか二%であるけれども、各国の例をとつてみても、国内資源というものを使つてくれる、すなわち国家的な立場にあるものは、国内資源から出た国内石油を使わせるといふように、たとえばAという会社が一手に国内の石油を引き受けてこれを精製するといふ場合には、たとえば日本でないならば、自衛隊は全部この石油でなければならぬといふようなやり方をやつておるわけでございます。が、こういうような考へ方をもつて今後の石油資源というものを救ひ上げていくといふか、もっと希望を持たせた探掘をやらせるといふような考へ方はございせんか。

○長谷川(四)委員 しかりだと思ひのでありまして、要するに今日の日本の精製した需要がかくのごとく拡大されてきたといふゆゑんといふものを振り返つてみて、わが国があつた荒れ果てた中に石油といふこのエネルギー源を得たといふことが、世界に誇る産業國になつてゐる一番振本の問題でなければならぬと思ひます。従つて、これらに對して、外資問題のみに触れて一切のことを考へていくといふことは、大きな間違いが生じはしないか。従つて、一九五一年にイラン石油國有化の際の、原油または航空ガソリンが各國とも非常に不足をした場合、わが國も御多聞に漏れず、同様でありました。そのときには、アメリカ政府はこれに對して外國の石油供給委員會を設置し

もう一つ伺ひたいのは、石油資源會社、つまりわが國の石油資源といふものは、今日わずかに国内需要の二%ではあるかもしれませんが、けれども、われわれ政治を行なう者は、何とかして国内の資源といふものを、より高く、そしてより一そうその成長をさせていきたい、こういうような考へ方をもつて、政府みずからこれに協力し、業界自体もこれに協力して、現在の資源開發會社ができておることは御承知の通りであります。この際、このような法文の上に立つてこのまま推移していくことになれば、必然的にこういう國內の資源會社といふものはなくなつてしまふのだ。といふのは、価格といふものが他國から持つてくるよりも当然高いのでございまして、いろいろ費用は高いのでございまして、そういうような非常な苦境に立つと私は考へるのですが、こういう面を大臣はどのよう

に調整をしようとお考へになつておられますか。

○佐藤國務大臣 御指摘の通り国内資源はまことに貧弱でございます。しかも、

のどと各精油會社が円滑に引き取つております関係等も考慮いたしまして、事業は事業として發展させ、あらゆる方策を講じて国内産業を盛り立てていくといふ基本的な態度は變へるつもりは毛頭ございせん。

○長谷川(四)委員 しかりだと思ひのでありまして、要するに今日の日本の精製した需要がかくのごとく拡大されてきたといふゆゑんといふものを振り返つてみて、わが国があつた荒れ果てた中に石油といふこのエネルギー源を得たといふことが、世界に誇る産業國になつてゐる一番振本の問題でなければならぬと思ひます。従つて、これらに對して、外資問題のみに触れて一切のことを考へていくといふことは、大きな間違いが生じはしないか。従つて、一九五一年にイラン石油國有化の際の、原油または航空ガソリンが各國とも非常に不足をした場合、わが國も御多聞に漏れず、同様でありました。そのときには、アメリカ政府はこれに對して外國の石油供給委員會を設置し

源はまことに貧弱でございます。しかも、

○長谷川(四)委員 血の出るような國內の石油の一滴であります。しかも、

○佐藤國務大臣 私は、ただいまとつております政策が長谷川さんの言われ

また次に、總則にありますように、世界エネルギーの事情はすなわち日進月歩の變化を示しつつある。従つて、わが國の石油業者は、この間に処して低廉なる石油を確保していかなければならぬ。こういうことは当然のことであつて、そのためには、何らの規制を受けないで、自由に低廉な石油を企業努力で世界に求めていくべきであるといふような考へ方も私はあると思ひます。しかし、これには私としてもいろいろ異論のあるところでありまして、石油業界、経団連など産業界から、この法律を時限立法にしてほしいとかいふような要請やら、いろいろ陳情等があつ

たようでございます。従って、これらの問題に処しまして、審議会は、この条文を死文というわけではないが、こういうような気持をもって、いろいろな陳情等があったのでございますから、十分に業法の運用という点については生かしてもらわなければならぬ、こう考えるわけでありまして、内外のエネルギー需要なども十分に検討して、この条文の趣旨を生かすように努力を願わなければならぬと思っておりますが、そういう点についてはいかがでございますか。

○佐藤國務大臣 私どもは、申すまでもなく自由経済の立場に立って、各種の政治を遂行し、また経済政策を進めていくつもりでございます。それを考へてみますと、この法案の根本の線に触れるわけでございますが、どこまでも自由公正な取引、それが建前でありまして、従いまして、この法律を作ります。いろいろな業界の協力を得るような処置をとって参りますが、幸いにして業界の協力を得、そして秩序が確立され、そして将来の発展につき何の懸念もなく、また経済活動にも支障がない、そういう見きわめがつけば、この法律をやめることももちろんやぶさかではございません。この法律を作るに際しまして、一部統制方向へ向かうのじゃないか、その不安あるいは疑念が業界の一部にあったやうかと思いますが、法案提出前に各界の方々といろいろ懇談会等を持ちまして、政府の真意は十分理解をいただけた、かようにたゞいまは考へておる次第であります。先ほどもお尋ねのありました石油審議会そのものの構成等について、メンバーについて意を払うばかりでな

く、この運用、これなども特に今回工夫され、そうしていわゆる官僚統制あるいは官僚独善、こういう弊に陥らないやうにということに特に留意しておるつもりでございます。従いまして、本来の基本的な態度をこの法律で変更をした、こういうことはなかつたつもりでございます。その点の誤解のないやうに願ひたいと思ひます。

○中川委員 関連質問。

先ほど来長谷川委員と大臣との質疑応答を承つておいて、外資をいち早く導入したのは石油産業である。これも考えようによってはいいことでしようが、また考えようによっては、政府が金を出さないから外資を導入せざるを得なくなつたのじゃないかということも考えられる。そこで、そういう点から考えますと、今政府は援助資金に力を入れておるといふ大臣の御答弁でございますが、今まで——ことしほどの日本の石油精製産業に対してどのくらい一体政府は金を出しておるのか、ちよつとお知らせ願ひたい。

○川出政府委員 政府が石油産業に出

しております金は、国内の資源の開発には相当出していると思ひます。現在石油資源の資本金は百四十億をこえておりますが、そのうちの九十一億は政府の出資であります。しかしながら、ただいま御指摘のございましたやうに、石油の精製業に対しては、はなはだその量が少のうございまして、私はつきり今記憶いたしておりませんけれども、二十億か三十億、多くてそのくらいではないかというふうに考へております。

○中川委員 これはまことに微々たる

もので、ほんとうに九牛の一毛と申しますか、このくらいの金で日本の産業のかたであるところの石油産業といふものを育成しようといふのは、少し政府はずうずうし過ぎる。電力だけでも三千億の金を出しておる。しかるに、これだけの石油——日本のエネルギー資源のうち、倍増計画によると四十五年度にはほとんど四五%、五〇%近いものを石油でまかなうということになつておる。これに対して、しかも私がちよつと聞くとおるところによりますと、外資系会社が外国の会社から受けておる外資、これも六百億か七百億だといふことを聞いておる。だから、どうしても外資の会社が勢いよくなるのは、これはあたりまえ。だから、日本の石油資源開発会社を初めとして、やはり国内の石油産業といふものを育成していく上においては、もっと政府は熱意を持つてもらひたい。ただ今回の石油業法は悪くいえば一種の統制法だと見られる点もあると思ひますよ。何ぼ政府は統制法じゃないとおっしゃつても、一種の統制法。だから、統制をする以上は飯を食わしてやらなければ、飯を食わさず働け働けと言つたんじや働きませんから、やはり政府は金をうんと出すことを佐藤通産大臣に特別に願ひをしておきたいのですが、国内で資源開発をうんとやつていただきた

い。国内に新しい資源がないといふこ

とをだれが一体保証するか。もつと金をかけて開発をやつたら、国内からも石油がサハラ油田のやうに出るやうになるかもしれない。ないといふだけだか言ひ得るか。だからそこまでもつと努力をする必要があるんじゃないか。努力をせずして、だめだ、たつた二十億

かそこのはした金を石油精製に出して統制をやるといふのでは、私は石油会社も文句を言うのはあたりまえじゃないかと思う。だからもつと政府は熱意を示してもらひたい。これは私の質問になつたときに質問いたします。

○長谷川(四)委員 大臣もおっしゃる

やうに、わが国のエネルギー政策のうちで石油は全く重大な使命を持つておる。その一例は、わが国は他国とは違つて周囲が全部海に囲まれているといふこの状態、こういう中であつての石油業法でございます。少なくとも佐藤大臣がお出しになるならば——先ほど業界からの反対のやうな声もやつと調整をとつたといふやうな話も承りましてけれども、業界が反対する、あるいは経済界が反対する、国民が反対する、これをどうする。この法律では反対をしてる仕方がないじゃないですか。なぜならば、どこに国家という中心の柱があるものでしょう。私が申し上げたいのは、冒頭に申し上げたやうに、世界にどんなやうなことが起こるやうとも、六カ月間は国民よ心配するな、一滴も石油の制限をしないぞ、電力もとめないぞ、この間大いに日本の産業を拡大していけ、輸出をどんどんやるやうな状態にしてくれ、国民よ安心しろといふ、この一言がこの業法の中にあつたとするならば、たとえば外国の業界が日本に来ておるとしても、あるいはファイブティ・ファイティの会社であるやうとも、どんな経済圏であるやうとも、電力会社であるやうとも、祖国が中心になつた業法であるとするならば、何人が反対するであらうか。そういう法に反対する反逆的な考へ方を持つものは、わが九千万国民の中には一人もお

らぬと断言いたします。こういう上になつて、このやうな業法では、お互いの利益にのみ走るといふことは当然でなければならぬと私は思ふ。業界の保護育成のために作つてやつた法案に業界が反対したとおっしゃつて、私は驚いた。どこを見ても、九千万の国民よく安定しろといふことは、この条文の中には一つもありません。大臣があるとおっしゃるならば、このところにあるではないかといふことを指摘してもらひたい。少なくとも佐藤さんは次期政権の担当者であります。私は佐藤さんに投票いたします。投票する一人です。しかるに、このやうな国家目的が何もない法案を出して、次期政権の担当者だなんていうことが言えると思ひます。少なくとも私たちは政治をやつておるのである。政治をやつて

いる以上は、少なくとも国民の氣持を安定させ、安心させなければならぬが、それがこの条文の中のどこにもないといふことだけは、返す返すも私は残念であります。いろいろな考へ方もあるであらうが、国家、国民といふものが中心になつた業法を作つてもらつて、そして業界の方々にも十分にもうけていただこうじゃありませんか。スマトラ、アラビア、国内ともに生かそうじゃありませんか。そのやうな法文にしてもらうことを心から念じておつたわけでありまして、ところが、あけてみたら反対がある。反対があるのは当然であつて、お互いの利益の確保のため大いに戦ふといふ——何もない法案では業法ではございません。ほんとうに石油業者の保護政策だけやつた問題だ、こういうふうに私は言わなければならぬと思ふ。その問題は大臣みず

からも十分にお考えになっていること
でしょうから、よいことをあまり
言っても仕方がないと思う。

これに関連をいたしまして、現在の
石油化学の問題もある。今の日本の石
油化学は、御承知のようにまだ播磨期
を過ぎたばかりでありまして、アメ
リカの石油化学の設備というものは、
大体日本の二十倍くらい完備してお
るというふうなお話でございまして、この
設備を持っておりまして、製造過剰
の傾向にもなっているようにござ
います。従って、現在の能力で参りま
すと、大体八〇%弱でアメリカの国内
は間に合うのだ。そうなる参ります
と、どうしても二〇%というものは海
外輸出をやらなければならない。こう
いうような理由のもとに、その二〇%
を、ダンピングといつてはどうかと思
いますけれども、事実ダンピングして
いる面も十分に見受けられると私は考
える。従って、昨年初期より日本に向
かいましてダンピングを行なってお
るようございまして、これによってア
ランス外二カ国の三カ国はアメリカに
対して嚴重な抗議を申し込みましたと
ころが、すみやかにこれを撤回してお
ります。わが日本もいろいろな技術提
携の上に立ち、技術の導入の上に立っ
て莫大な資本投下を行なわしめてお
るのであります。この日本のペトロ
ル・ケミカルをこのままにしておくと
ことになるならば、おそろしく苦境に立
ち、苦境に立つばかりでなくして、日
本の技術の振興という点についても大
きな変化がくるのじゃないか、こうい
うように考えるわけでございます。た
とえばポリエチレンの昨年の例をと
てみますと、大体一キロ百六十円から

百七十円、日本製品は大体二百三十
円。さらに、これは日本の例でなく、
よそでありますけれども、規格外と称
しまして八十七円から百五十八円でダ
ンピングをされた国があります。日本
のペトロル・ケミカルも日浅くはあ
るけれども、せっかく今日のようにな
るべくして参つたのであります。か
ら、一番大事なときだと考えるのであ
ります。これについてアメリカ政府に
向かつて何か考慮を求めるといふか、
抗議をするとか、あるいはまた国内に
向かつての行政指導といふ面も何かし
なければならぬと思ひます。こういう
点について大臣はどのようにお考えに
なっておりますか。これらは政治問題
だと私は思ふ。

○倉八政府委員

お答えいたします。

大臣がお答えになる前に、私が実情、た
け申し上げます。

今長谷川委員の言われました通り、
昨年からは石油化学において、特にポ
リエチレンのアクリロニトリルとい
うようなものが二割ないし二割五分下
がったことは事実であります。それで
生産部門もまたある程度の打撃を受け
たわけでありまして、ある程度の打撃を
受けたと申しますのは、ポリエチレン
につきましてはまだ日本で自給ができ
ていないのであります。年間約二千
万トンぐらいの輸入をしておりまして
が、その値段が下がりますと、日本の
ポリエチレン・メーカーがある程度影
響を受けた。結果的には値段を二割下
げたわけでありまして、影響を受けた
のは事実であります。この問題につ
きましては、われわれとしましては
考へておりますが、この対策として
は結局二つしかなかろうと思ひます。

積極的には、早く規模を大きくしまし
て、いい技術を入れて企業化を急がせ
るという積極的な問題。それから消極
的な問題としましては関税の問題、あ
るいは関税定率法の第九条の例の緊急
関税の問題とかいろいろございまして
が、一時的にはそういうもので防ぎよ
うとはいはれませんが、積極的に早く世界
的規模に乗せるというのが第一の問題
ではなかろうかと思ひます。

それから、今長谷川委員から最初の
方で御指摘になりましたドイツ、フラ
ンス、イギリスが、アメリカに抗議し
たと申しますか、その業界がアメリカ
の当該業界と話し合ったことは事実で
あります。たとえば、イギリスにおい
ては、ポリエチレンのメーカーが緊急
関税をつけてくれというのを十二月
の中ごろ英国政府に要請したことも事
実であります。今に至るまで英国政
府は上げておりません。日本としまし
ても、特にアクリロニトリルという問
題につきましては、日本の業界が向
うと折衝を数回重ねたことも事実であ
ります。現在におきましては、アク
リロニトリルというものも大体落ちつ
きまして、どうにかこれに対応するだ
けの引き下げを日本もやっておる次第
でございます。

るだろうと思ひます。しかし、その結
果、やはり競争も激烈あるいは拡大化
していくのであります。私ども、大事
なことは、どんな新しい技術を導入
して参りますし、新しい産品も作って
参りますが、どこまでも自国産業、そ
の立場を伸ばすといふこと、その気持
がないと、ただいまの協調にしてもあ
るいは競争にしても、よい結果をもた
らさないものであります。ただいま局長
からも御説明申し上げておりますよう
に、一面において自由化は進めて参り
ます。これは競争をする場合に最も有
効なる手段でございまして、当方も
自由化する、相手方もこれに対応する
ものを要求しておるといふ自由化の方
向、その場合に競争が展開される。そ
れがその事業の内容の整備でござい
ます。その意味においては産業の指導
あるいは整備強化といふこと、これは
政府として当然するところでありま
す。ただいま具体的な個々の化学製品
等についてはお話でございしますが、こ
れらは同様の観点に立つて私どもが処
置している問題だ、かように考えてお
ります。

○長谷川(四)委員

今の日本の国内の

ペト・ケミ工場は、外国にも劣らない
設備を持ったのであります。また小さ
いものもあるわけでありまして、です
から、先ほどのお話のような前者を
なくして、後者をとっていくべきであ
らうし、反面また、行政指導は当然強
力に行なうべきではないか、こういう
ふうな考へるわけでございます。
それから、もう一つ石油と関連があ
りますから申し上げるのでございま

けれども、プロパンガスの問題がある
と思うのであります。プロパンガスの
需要は今日非常に高まって参りまし
て、御承知のように、国内製品だけ
では需要を満たすことができないで、
相当の輸入をしている現状でありま
す。昨年の初めから消費者層からし
ば陳情がありました。その理由とい
うのは、たとえばボンベに入っている
キロリットルの量、これが明確では
ない。きのう買ったのがもうきょうは
だか出が悪くなつてしまつた、こう
いふようなこと、いろいろそれらを調
べて聞いたりしてみますと、やはり寒
暖の影響がありまして、すなわち寒
暖に入りますと、ボンベから噴
出す量というものが、たとえば満タ
ンであつても、出る量というものが非
常に少ない、力がないわけでありま
す。もう一つは、ボタンを入れてお
きまして、寒いと全然下へいってしま
うといふような例があるわけございま
すし、こういうような点について、消
費者側から、十キロなら十キロの分
を払うのだから、明らかに十キロ入
てもらうわけにはいかないか、幾ら
使つて、あと幾ら残つておるといふ
量もわかり、幾ら残つておるといふ
量もわかつてくるとか、あさつて持
つてきてくれと云ふのだ、ところが、
その晩になって見なければ、あるのか
ないかわからない、こういうような陳
情が非常に多いわけでございます。私
は、これに対して、まことにございま
す。それから、もう一つ石油と関連が
ありますから申し上げるのでございま

し上げておりましたら、本年になりましてところが、北の方の人たちは全然困るという様な陳情であります。こういう点について、この陳情についても、たとえば十キロ入っているものは、十キロの価格を安くしろとかなんとかいうことじゃない。十キロの価格は十分取つたらしい。五十キロなら五十キロの価格を十分取りなさい。しかし、量目の点というものは明らかに消費者に示さなければならぬ。こう考えるのでございます。こういう点について大臣はいかがでしょう。

○佐藤國務大臣 ただいまのお尋ね並びに御意見はしごくごもっともでございます。私が指摘するまでもなく、最近LPGが外国からも入って参りますし、また国内産のプロパンも非常に家庭用に使われております。また一部は工業用に使われておるものすらあるようであります。これをいわずゆるタウソ・ガスと比較してみますと、まだ法制的にも制度的にも十分整備されておられません。ただいま御指摘になりましたように、家庭で使用されておる場合なども、使用者としては有毒でないという点だけは信頼ができましたが、量目あるいはその価格等、また保存方法と申しますか、そういうような点については非常に不安を持っておる。あるいはまた信頼がでないという感じが強い。これは早急に何らかの処置を取

らなければならぬ、かように実は痛切に感じております。ただいままでは、法律ができておりましたので、業者に對しまして、御指摘になりましたような不都合がないようにという注意はしきりにいたしまして、行政指導をいたしておりましたが、どうも行政指導だけでは十分じゃないか、これは早急に対策を立てたいと思つておる。そういう意味で、研究所などもいろいろ検討いたしておりますが、御承知のように、ボンベの中に入れるというようなものでありましたために、その量を算定することは非常に困難であります。これは何かもう少しわかりやすい方法はないかというので、研究しているというのが実情であります。

○田中(武)委員 関連。

これと同じことを私は予算分科会で質問したのです。そのときにはつきり答弁が出たと思うのですが、今の答弁とちよつと違うのです。あれはこういう格好でなく、いわゆる取引の問題としてめくら取引としてこういうのがあつた。こういうことから問題を提起したと思うのです。従つて、そのときの重工業局の答弁、すなわち計量行政の立場からの答弁は、今まで各ボンベに取りつけるようなメーターがなかった、またそれが高かった、しかし幸いに安く簡単に取りつけることができるメーターができたので、それをただいま検定所に委任をして検定中である、従つてそれが終われば全部取りつけるようにしたい、こういう答弁があつたのです。同じことをかつて私は予算分科会でお尋ねをして、そういう答弁を得ておるわけです。もっと具体的な答弁を得ている。

○佐藤國務大臣 この前の分科会でお答えしたという原稿がここに残つておりますが、やはり最終的なところは、現状では取引の大部分はかりを使用して行なわれておるので、このような現在の段階では、プロパンガス・ボンベを取りつけたときと、ただのボンベを取りつけたときには、それぞれ消費者の面前ではかりによつて計量すべきことを徹底させるよう指導していきたい、こういうようなことをお答えしたようであります。

○田中(武)委員 いや、各ボンベにメーターをつける……。

○佐藤國務大臣 一応全部読んでみましようか。こういうことではあります。「家庭用プロパンガス取引における計量の適正化については、当省としても強く関心を持ち、関係業者に対し指導取り締まりを行なつておる。しかし、プロパンガス・メーターについては技術的に検討すべき問題が残されておる。現在工業技術院計量研究所において検討を進めている段階である。従つて、プロパンガス・メーターをボンベに取りつけるよう法的に規制をする段階には至つていないと考へておる。また現状では」云々、ただいま申し上げた通りであります。

○田中(武)委員 それでは議事録にあると思うのですが、結論としては、當時はそういうような簡単に安いメーターがなかった、しかし今はそういうものもできましたから、そういうのを今検定所で検定を依頼しておるので、その結果が出ればそれをつけるようにしたい、こういうことで、つけるというのとちよつと結論が違います。

○佐藤國務大臣 とにかくこれは非常に問題があると思つておる。予算分科会における事務当局の答弁と私の答弁とは、あるいはややニュアンスが違つておるかも知れませんが、非常に関心を持っておる問題であることは、先ほどお答えした通りであります。いいものができて、それを取りつけることができれば一日も早く取りつきたいし、また法的にそこまでは進んでおらないというのが現状であります。

○長谷川(四)委員 話に聞きますと、だいたい簡単に取りつけられて価格が安いというものは、中が透明でないものでありますから、非常に少なくなつても寒さで出ないのかどうかかわからない、こういうことで困つておるようです。やはりこれが営業を行なわしめ、営業を發展させるためにも、そのような親切味を持つてやらせるということが当然ではないか、こういうふうに思つておる。そこで、法律でなくとも、省令でやるのではないでしようか。そういうふうに指導していただきたい、かように考へておる。

もう一つ伺いたいことは、先ほど申し上げました石油資源開発会社を母体として、國産たとか、先ほど大臣がおっしゃつたようなアラビア、スマトラあるいはソ連原油とかいうようなものを、一定の買取機關を設置をして、これを買い上げる価格のコントロールをする、それを今割り当てたパーセントによつて各社に割り当てていく、そして割り当てたものを今度は備蓄をこの特殊会社にさせる、こういうようなお考えを持たらうか、私はその方がいいのではないかと考へるわけでございます。先ほど、御質問の中

に、石油には少しも金がないからというやうなお話がありましたが、このやうな國家國民のためにという一つの目的があるとするならば、業界からもこれに對して半額を出してもらうとか、國で半分責任を持つて貯油するということができるのではないかと、こういうふうに考へるわけでありまして、出た法律は仕方がありません。今後にかかれた問題だと思つておるのですが、そのやうなお考えを大臣はお持ちであるかどうかを、一つお聞きしたいのでござい

○佐藤國務大臣 原油の特別な引取機關を作つたらどうか、あるいはそういう考へがあるかどうかというお尋ねかと思つておる。ただいままでのところ、この業法を作りまして、この運用でいかうになりますか、大体円満なる引き取りが可能だ、それを実は期待をいたしておる。いわゆる業界の協力を得れば、國産原油なり、あるいはアラビア、スマトラ等の特殊原油の引き取り等も円滑にできるのじゃないか、そういうことが望ましい形だ、かように考へておる。また業界も、なるべくならば自主的に自分たちで業界の秩序を立てたい、こういう気持ちも多分にあるようでございます。そういう点から、この原油の引取機關を作るか作らないかということにつきましては、今回ももちろん結論を出したわけではございません。またこの特殊な引取機關を設けるといふと、ただいま長谷川さんの言われるやうな特別な義務を負ふことも可能だと思つておる。また将来の國の經濟のあり方等から見ましても非常に役立つ、あるいはこういうことも言えるかと思つておる。

す。同時に、その種の特殊の引取機関

が業界に及ぼす影響も十分考えていか

なければならぬと思ひます。これが好

影響ばかりでもないだらう。いわゆる

自由取引の建前に立つておる石油業界

といひましては、政府が特別に力を

入れる特殊会社の存在といふことは大

へん不安な状況でもあらうかと思ひま

す。そういうことなどかれこれ勘案し

たしまして、この決定については十分

慎重でなければならぬ、かように私

ども考える次第でございます。ただ

いま右とも左とも申しません。ただ

まのような問題については、十分委曲

を尽くす検討をいたしまして、しかる

上でその結論を出すべきものである、

かように実は考へておる次第でござい

ます。

○長谷川(四)委員 この問題について

は、私は外資の会社に何うてみまし

た。ところが、国家といふものの上に

立つた法律に基づいてそういうものが

できるとするならば、私たちは出先の

国の法律に基づいて営業を行なうので

ございまして、これは当然受けなけ

ればならない、またその割当を受けな

ければならないのだというようなこと

をはつきりと言つておられました。い

ずれにしても、まず国民の安定という

ことを第一に考えなければならぬとい

ふであつて、私は、業界の一般会社が

あるとかもうからないとか、あるいは

一会社が成り立つていかないからどう

だ、そんなようなことは第二義的なも

のであつて、国民の安定の上に立つて

業界もともに利潤を受けてもらひた

い、こういうふうにか考へるわけであ

ります。

以上をもちまして、大体私の質問を

終わらせていただきます。

○早稲田委員長 田中武夫君。

○田中(武)委員 時間もありません上

に、私は、国際契約と独禁法六条との

関係、それからアラビア石油のサウジ

アラビア及びクエートとの利権協定、

あるいは日米友好通商航海条約の関係

等を質問したいと思つております。こ

れは通産大臣だけでなく、外務大臣、

大蔵大臣あるいは公取委員長、こうい

う人にも来てもらつて本番質問をや

りたいと思ひます。きようは私も十分

十五分ですが、その間大臣がおられる

から、ただ一言だけ質問に入つたとい

う格好だけをとつておきたい、こう思

うわけです。

大臣は、まず本法の提案説明の中

において、冒頭に、「総合エネルギー

政策の見地に立つて、安定的にして

低廉な供給をはかることが、国民経済

上最も強く要請されることであるとい

ふ。こういふことで、本法案提出のま

ず第一番目の目的を、「総合エネルギー

政策の見地に立つて」と、大上段に振

りかぶつておられるわけです。ところ

が、この法案を見ました場合に、なる

ほど石油業法だから石油のことだけが

書いてあつていいのかもしれないが、「綜

合エネルギー政策の見地に立つて」と

いう提案説明とは全く違つて、石油

だけで、総合エネルギー政策との関係に

おいてこの事業法がどういふ役割を果

たのか、こういうことについてはいくら

も触れられていない。また、先日同僚

川君が本会議において質問いたしまし

たときに、総理並びに大臣の——これ

はむしろ経済企画庁長官も含めてです

が、総合エネルギー政策はどうかと聞

いたことに対して、総合的に考へてい

くという、まるで漫談的な答弁しか

されてないわけなんです。そこで、

まずお伺ひしたいのですが、総合エネ

ルギー政策の中において、この石油業

法の果たす役割はどういふものである

のか、及び石油及び石炭が特別委員会

において、論ぜられており、あるいは

原子力政策も含む総合エネルギー政

策の樹立、これに基づくエネルギー基

本法とでも申しますか、そういうもの

についてどのように考へておられる

か。先ほど長谷川委員の質問の中にも

次期総裁としての云々といふことがあ

りました。エネルギーを制するものは

その国を制す、こういわれてゐるの

で、まず通産大臣、総理たらんとする

ならば、エネルギー基本法をあなたの

手で作られんことを望みたいのです

が、総合エネルギー政策並びにこれに

対する基本法をどういふふうに考へて

おられるでしょうか。

○佐藤國務大臣 申すまでもないこと

でございますが、ただいま石油業法を

御審議願ひ、また電力につきましても

電力の審議会がございまして、これで

た石油関係の審議会がございましてあ

りまして、それぞれの審議会等を持

つております。これはみんなそれぞれ

立しております。その間の調整は一体

どうしてゐるのか、そういうところ

は、総合エネルギー政策というものが

いふのなやないかと、まあ非常な疑

惑を持つていらつしやるようござい

ます。ただ所管省といひましては一つ

であり、実は大臣自身が全部の審議会

の答申を得て、そうして結論を出す

いうことでございます。もう一つ御披

露しておきたいことは、池田内閣とい

はしましてはいわゆる所得増進計画を

持つております。この経済拡大計画の

場合に、エネルギーはやはり中心をな

します。エネルギーの十年後のあり

方といふものを一応想定いたしてあり

ます。その場合に、石油あるいは国内

の石炭、あるいは水、あるいはガス等、あ

らゆるエネルギー源がその際にどうい

う姿になるのだからかといふものを、

実は想定いたしておるわけでありま

す。ただいふところ、これを基幹にし

てエネルギー対策をそれぞれの部門で

進めておるわけでありまして。形はい

かにもばらばらかのようにお感じにな

るかもしれませんが、一つの柱はある

これはぜひとも御了承を賜ります。

また、統一のとれた、総括のできた

の形において、それぞれの部門の行政

を進めておる、かように御理解をいた

だきたいのであります。これは私が申

します総合対策といふことに実はなる

わけでありまして。先ほど来のお話の中

にもきかめて簡単に触れたつもりで

ございまして、石油については、

国内の資源の開発、あるいは民族資本

系の問題、あるいは国際資本の問題、

こういうふうな石油についての各特性

を生かしたような点についてどうする

かといふことを申しました。同時に、

この石油の拡大は、国内の競合するエ

ネルギーである石炭との関係において

の調整はもちろんとおるわけござ

いまして、先ほど三〇%になる、あ

るいは四〇%になるという数字

を申しましたが、そういう場合の国内

石炭の総量といふものもやはり念頭に

置いて、話を進めておるつもりでござ

います。従ひまして、一つの形でい

ゆるエネルギー総合対策委員会、こ

う銘打つたものこそございませんけれ

も、通産省の中にありますエネルギー

室とでも申しますか、エネルギー参事

官といふものが全部を統括いたしてお

るわけございまして、そういう意味

では別に行政はばらばらにはなつて

ない。この点は形が整つていないとい

う姿ではございまして、御了承いた

きたいと思ひます。そこで、必要があ

れば、将来の問題だと思ひますが、綜

合エネルギーの対策の審議会はもち

ろん作つて差しつかえないことござ

います。それもたまたまございませ

ん作つて差しつかえないことござ

います。それもたまたまございませ

ん作つて差しつかえないことござ

います。それもたまたまございませ

ん作つて差しつかえないことござ

います。それもたまたまございませ

ん作つて差しつかえないことござ

います。それもたまたまございませ

ん作つて差しつかえないことござ

います。それもたまたまございませ

ん作つて差しつかえないことござ

います。それもたまたまございませ

ん作つて差しつかえないことござ

います。それもたまたまございませ

ん作つて差しつかえないことござ

います。それもたまたまございませ

ん作つて差しつかえないことござ

います。それもたまたまございませ

ん作つて差しつかえないことござ

います。それもたまたまございませ

ん作つて差しつかえないことござ

います。それもたまたまございませ

ん作つて差しつかえないことござ

います。それもたまたまございませ

ん作つて差しつかえないことござ

います。それもたまたまございませ

ん作つて差しつかえないことござ

いくと思うのです。そこで、基本法はともかくとしても、少なくとも総合的に調整する機関、そういうものが必要であり、当石油業法を作るにあたって、総合エネルギー、あるいはそういうものとの関連性を考えながら立案すべきであった、こう思うのです。多分そうせられたとおっしゃるであろうが、条文を見ました場合に、そういう配慮がなされておられると思われる箇所はございません。もしあるようだったら、何条がそれに当たると言っていたら、よかったと思うのですが、いかがですか。

○佐藤国務大臣 もちろん総合的に勘案してこの法案はできております。そのうちでも、特に石油の需給計画といいますが、この計画を作る際には、総合的な観点に立って作るべきものでございます。だから、この供給計画というものが立つところに一つの柱がある、それが基幹をなす、これは御了承いただきたいと思ひます。

○田中(武)委員 お互いに時間の関係もあって、四時に私もは終わりたいと思うので、これだけであとは次会に譲りたいと思うのですが、この業法は、結局は十月石油自由化に対して何らかの措置を必要とするということで作られたと思うのです。それじゃこの業法を一応離れて、このままで自由化した場合、十月が来たら一体石油業界はどうなるのか、価格はどうか、こういうことについてどういうように見られて、だからこういう法律を出したのだ、こういうことになると思うのですが、自由化後の状態はどのように想定しておられますか。

○佐藤国務大臣 先ほどの条文について、もう少しはつきり申し上げておきます。第三条の3「石油供給計画は、石油並びに他の燃料及び動力源の需給事情、石油資源の開発状況その他の経済事情を勘案して定めるものとする。」ここではつきり石炭、電力、原子力、天然ガスまでの中に入ります。これは非常に総合的な見地に立って書いております。

それから、その次でございますが、石油が今の姿のままで自由化されたら一体どうなるのか。これは今日でももうすでに自由化を前提としての様相が少し出ておりますが、今日の苛烈な競争は一そう熾烈になるだろうと思ひます。この熾烈な競争の結果、一部幸いするものもありますが、ようやく戦後つちかわれてきた日本経済の基礎をゆるがすような非常な影響が各部門に生ずるのではないかと。国内動力源等にも非常な影響があるということを痛切に心配するものでございます。

○田中(武)委員 そういうことで、時間がないからこれでおきますが、今の大臣の答弁で、必然的に国際カルテルの問題が入ってくるわけなんです。そうすると、やはり公取委員長も必要だし、それから、なるほど三条の3にうたい文句は載っているのですが、これだけではどうも総合エネルギー対策の上に立って業法を考えたとは言えないと思うのです。

以下は次回に譲ります。

○早稲田委員長 次会は三月二十七日火曜日の午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十六分散会

昭和三十七年三月二十八日印刷

昭和三十七年三月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局